

- 第一条 《名称》
本ジムはHAYATO GYM（以下「本ジム」という）と称します。
- 第二条 《目的》
本ジムは会員が施設を利用して、心身の健康の維持および増進を図ると共に、プロ・アマキックボクシングの選手強化を目的とします。
- 第三条 《入会の資格》
1、本ジムの入会を希望する者は、本ジムの方針を尊重し、規約および諸規定を了承の上、所定の申込手続きを行い本ジムの承諾を得た上で、所定の入会金、月会費等を本ジムに払い込むことにより会員としての資格を取得します。
2、暴力団、極右、極左などの構成員、その他本ジムの会員として不適当と認められた者は入会できません。
- 第四条 《会員の要件》
本ジムの会員は次の要件に該当する者としてします。
1、会員は本ジムの規約を厳守する者
2、会員は本ジムが承認した者
3、会員は健康に異常のない者
- 第五条 《会員の施設利用範囲》
会員は本ジムの定める諸規定に従い、会員コースごとに定める曜日と、時間帯に本施設を利用することができます。
- 第六条 《入会金》
入会金は本ジムが定める金額とし、いかなる場合も一切返還されないものとします。
- 第七条 《月会費》
1、月会費は本ジムが定める金額とし、所定の方法で支払うものとします。
2、月会費は休会、退会の届けがない限り利用の有無に関わらず支払うこととします。
- 第八条 《会員証》
1、本ジムは、会員に対して記名式会員証を発行します。
2、記名式会員証の使用は本人限りとなります。
3、会員が本施設を利用する場合は、本ジム入場の際、フロントにて会員証を提示していただきます。
4、会員は会員証を他へ譲渡、または貸与したり、担保の目的に供したりすることはできません。
5、会員が会員証を紛失した場合は、速やかに所定の再発行の申請手続きをとって下さい。再発行に伴う費用は実費負担となります。執行手続きを怠り本ジムに損害を与えた場合は、当該会員は損害の補償をすることとなります。
- 第九条 《変更事項の提出》
会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本ジムに届け出ていただきます。
- 第十条 《退会》
1、会員が本ジムを退会する場合は、会員証を添付の上、指定の用紙に記入し、退会希望月の前月10日までに退会届を提出することとします。前月10日までに届け出のない場合は、退会月の翌月の会費支払い義務は継続することとなります。なお、会費などの未納金がある場合は完納していただきます。
2、退会月の会費は月の途中であっても全額領収するものとします。
- 第十一条 《会員種別コース変更》
1、会員が会員の種別を変更する場合は、差額がある場合は差額金額と共に会員種別・コースを変更することができます。
2、会員コース種別変更届は指定の用紙に記入し、別紙規則に定める期日までに本ジムへ提出していただきます。
- 第十二条 《会員資格の停止および除名》
会員が次の各項のいずれかに該当するとき、会員の資格は一時停止または除名となります。

- 1、本ジムの規約およびその他の規則、利用規定に反したとき
 - 2、本ジムを中傷または本ジムの名誉を著しく傷つけたとき
 - 3、本ジムに対する諸費用の支払いを3ヶ月以上滞納し、本ジム催促に応じないとき。但し、その間の諸費用は支払うものとする
 - 4、公序良俗に反する行為があったとき
 - 5、その他本ジムが会員としてふさわしくないと認定したとき
- 第十三条 《休会》
会員は下記の公的且つ正当な事由により、休会の手続きを行い本ジムの承認を得て休会することができます。届け出期日は第十条《退会》に準じます。
1、海外移住、転勤などにより本人が本ジムを利用できないと判断される場合
2、妊娠、疾病、ケガ、傷害など、本ジムの利用が不可能であり、退会の意思が本人にない場合
3、その他本ジムが正当な事由と認めた場合
- 第十四条 《資格喪失》
会員が次の各項のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとします。
1、退会
2、除名
3、死亡
4、ジム閉鎖の時
- 第十五条 《会員資格の譲渡》
会員の資格は譲渡できないものとします。
- 第十六条 《規約規則の遵守》
本ジムの会員は本契約、規約を遵守し、本ジムの施設を利用する際は本ジムの管理者および指導員の指示に従うこととします。
- 第十七条 《使用の制限》
本ジムは、行事その他必要と認める場合、一定の期間本ジムの施設の全部または一部の利用を制限することがあります。
- 第十八条 《休日・休業》
1、本ジムの休日は、スケジュール表によって、会員に知らせるものとします。また本ジムが天災などの不時の災害を負ったとき、あるいは施設の補修・改装をするときは、一定期間本ジムの施設の全部または一部を、休業または閉鎖することがあります。
2、本ジム所属選手が大会に出場するとき、または本ジム関係者がイベント開催に関わる時、その他本ジムが休業を必要と認めるときは、休業または閉鎖することがあります。
- 第十九条 《ジムの閉鎖》
本ジムは止むを得ざる事情による場合、一定の予告期間をおいた上、本ジムを閉鎖することができます。会員はこれに関して何等の異議を唱えず、また如何なる種類の請求もしないものとします。
- 第二十条 《会員以外の施設利用》
本ジムは特に必要と認めた場合、当規約に定める会員以外の者に本ジムの施設を利用させることができるものとし、会員はこれに関し、何等の異議を唱えずまた如何なる種類の請求もしないものとします。
- 第二十一条 《責任事項》
1、本ジムの施設利用に際して本人または第三者に生じた人的、物的事故について本ジムは一切賠償責任の責を負わないものとします。
2、会員が本ジムの施設利用に際して本ジムまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
3、本ジムの施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について、本ジムは会員および利用者に対していかなる責任も負わないものとします。
- 第二十二条 《禁止行為》
1、喫煙、所定の場所以外での飲食

